

部局名称	事業名称	細事業名称	本年度事業費 (千円)	本年度果費 (千円)	事業概要(目的)	政策体系名称
総務部	地方消費税清算 金	都道府県清算金	44,859,932	44,859,932	各都道府県に納付された地方消費税は消費に随伴した基準(商業統計の小売年間販売額、サービスマネジメントのサービスマネジメント収入額等)によって、都道府県間において清算を行う。算時期: 清算時期: 2～4月5月に清算 5～7月8月に清算 8～10月11月に清算 11～1月2月に清算	行財政改革の推進 による果財政の的確な運営
総務部	利子割交付金	市町交付金	789,330	789,330	県民税利子割税収額に政令で定める率(99/100)を乗じた額の3/5を各市町に係る個人の県民税の額(3か年分)に按分して当該市町に交付する。平成26年3月～平成27年2月までの県民税利子割税収額を対象とする。交付時期:3～7月8月に交付8～11月12月に交付12～2月3月に交付	行財政改革の推進 による果財政の的確な運営
総務部	配当割交付金	市町交付金	1,144,131	1,144,131	県民税配当割税収額に政令で定める率(99/100)を乗じた額の3/5を各市町に係る個人の県民税の額(3か年分)に按分して当該市町に交付する。平成26年3月～平成27年2月までの県民税配当割税収額を対象とする。交付時期:3～7月8月に交付8～11月12月に交付12～2月3月に交付	行財政改革の推進 による果財政の的確な運営
総務部	株式等譲渡所得 割交付金	市町交付金	570,408	570,408	県民税株式等譲渡所得割税収額に政令で定める率(99/100)を乗じた額の3/5を各市町に係る個人の県民税の額(3か年分)に按分して当該市町に交付する。平成26年3月～平成27年2月までの県民税株式等譲渡所得割税収額を対象とする。交付時期:3月に交付	行財政改革の推進 による果財政の的確な運営
総務部	地方消費税交付 金	市町交付金	21,503,378	21,503,378	清算後の地方消費税収入額の1/2を、市町に対して人口及び従業者数に按分して交付する。平成26年2月～平成27年1月までの清算後の地方消費税収入額を対象とする。交付時期:2～4月分6月に交付5～7月分9月に交付8～10月分12月に交付11～1月分3月に交付	行財政改革の推進 による果財政の的確な運営
総務部	ゴルフ場利用税 交付金	市町交付金	1,338,509	1,338,509	ゴルフ場利用税の収入額の7/10に相当する額をゴルフ場利用税交付金として、ゴルフ場が所在する市町に交付する。平成26年3月～平成27年2月までのゴルフ場利用税収入額を対象とする。交付時期:3～7月8月に交付8～11月12月に交付12～2月3月に交付	行財政改革の推進 による果財政の的確な運営
総務部	自動車取得税交 付金	市町交付金	1,365,401	1,365,401	自動車取得税収入額に政令で定める率(95/100)を乗じた額に7/10に相当する額を市町に交付し、市町道の延長及び面積に按分して交付する。平成26年4月～平成27年3月までの自動車取得税収入額を対象とする。交付時期:4～7月8月に交付8～11月12月に交付12～3月に交付	行財政改革の推進 による果財政の的確な運営
総務部	利子割精算金	関係都道府県精算金	6,247	2,650	法人の利子所得に対して二重課税される県民税法人税割と利子割は、法人が確定申告で、法人税割から利子割分を控除して申告する(控除しきれない場合還付を受ける)ことで調整されるものであるが、当該利子割の納入都道府県と、控除・還付する都道府県とが異なることから都道府県間で精算を行う。精算時期:1～5月7月に精算6～9月11月に精算10～12月2月に精算	行財政改革の推進 による果財政の的確な運営